

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

〔略称・建災防滋賀県支部〕

令和2年度 技能講習・特別教育等ご案内

※法令等の改正により日程・内容等が一部変更になる場合があります。

各技能講習・教育の申込方法

1. 技能講習・教育の実施期間

令和2年4月～令和3年3月実施分

2. 申込方法

窓 口

〔会 員〕滋賀県建設業協会の各支部又は建災防滋賀県支部窓口へ申込書と受講費を添えて提出。

〔非会員〕建災防滋賀県支部窓口へ申込書と受講費を添えて提出。

郵 送

受講費をお振込み頂き、申込書を建災防滋賀県支部まで郵送。

(1) F A Xでの申込み受付はしていません。必ず、窓口及び郵送でお申込みください。

(2) 各講習とも講習初日の10日前（営業日）までに所定の申込書に必要事項を記入の上受講費を添えてお申込みください。

振込口座 滋賀銀行本店（普）755278 / 名 義 建設業労働災害防止協会 滋賀県支部 宛

3. 申込書・案内書

協会HP〔<http://www.yumeken.or.jp/>〕からダウンロードが可能になりました。

また、建災防滋賀県支部及び下記協会各支部にて申込書も配布させていただきます。

建災防滋賀県支部

検索

4. 申込キャンセル

・申込キャンセルに伴う受講費の返金は出来ませんので、ご了承ください。

5. 都合により日程及び会場を変更、もしくは定員を大幅に下回る講習は、中止する場合がありますので 予めご了承下さい。

建設業労働災害防止協会 滋賀県支部 〔建災防滋賀県支部〕

〒520-0801

滋賀県大津市におの浜一丁目1番18号 滋賀県建設会館
TEL077-522-3232/FAX077-522-7743

一般社団法人 滋賀県建設業協会 大津支部 〒520-0042 大津市島の関12-2 Tel 077-522-6113/Fax 077-522-6115	一般社団法人 滋賀県建設業協会 湖南支部 〒520-3024 栗東市小柿7-8-20 Tel 077-552-3837/Fax 077-553-7100	一般社団法人 滋賀県建設業協会 甲賀支部 〒528-0036 甲賀市水口町東名坂287-2 Tel 0748-62-1030/Fax 0748-62-6556	一般社団法人 滋賀県建設業協会 東近江支部 〒527-0021 東近江市八日市東浜町1-5 八日市商工会議所3F Tel 0748-22-2120/Fax 0748-24-0013
一般社団法人 滋賀県建設業協会 彦根支部 〒522-0231 彦根市極楽寺町上箱4-1 Tel 0749-28-8130/Fax 0749-28-2221	一般社団法人 滋賀県建設業協会 長浜支部 〒526-0845 長浜市小堀町222 Tel 0749-63-5161/Fax 0749-63-5125	一般社団法人 滋賀県建設業協会 伊香支部 〒529-0234 長浜市高月町柏原420 Tel 0749-50-6608/Fax 0749-50-6610	一般社団法人 滋賀県建設業協会 高島支部 〒520-1622 高島市今津町中沼1-5-2 Tel 0740-22-2241/Fax 0740-22-4704

1. 足場の組立て等作業主任者

<滋賀労働局長登録教習機関 第滋2号>

講 習 日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受 講 費 (テキスト代含む)
第1回 5月27日(水)～ 28日(木)	つり足場(ゴンドラのつり足場を除く)張出し足場又は5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	下の①②のどちらかに該当する者 ※要事業主証明 ①満21歳以上のもので当該作業に関し3年以上の実務経験者 ②満20歳以上のもので大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻し卒業した者で当該作業に関し2年以上の実務経験者 (②については、一般専門学校除く) ※上記の実務経験年数は年少則の関連から満18歳以上からの経験になります。 ※上記の資格を満たすため、平成29年7月1日以降の期間を作業経験に含む場合は「足場の組立て等の業務に係る特別教育」修了証等(写し)を添付してください。 【当該作業とは】 足場の組立て、解体または変更に関する作業	〈会 員〉 10,530円
第2回 9月2日(水)～ 3日(木)			〈非会員〉 11,030円
第3回 12月2日(水)～ 3日(木)			

2. 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者(全科目)

<滋賀労働局長登録教習機関 第滋15号>

講 習 日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受 講 費 (テキスト代含む)
7 月 1 日(水)～ 3 日(金)	掘削面の高さが 2 m 以上となる地山の掘削（ずい道及びたて抗以外の抗の掘削を除く。）の作業	下の①②のどちらかに該当する者 ※要事業主証明 ①満21歳以上のもので当該作業に関し 3 年以上の実務経験者 ②満20歳以上のもので大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻し卒業した者で当該作業に関し 2 年以上の実務経験者 （②については、一般専門学校除く） ※上記の実務経験年数は年少則の関連から満18歳以上からの経験になります。 【当該作業とは】 地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり、もしくは腹おこしの取付け、もしくは取りはずしに関する作業 ※一部免除者…土木施工管理技士取得者（1 級、 2 級）は科目の一部免除があります。	〈会 員〉 17,520円
（一部免除者） 7 月 3 日(金)			〈非会員〉 18,020円
			〈会 員〉 9,460円
			〈非会員〉 9,960円

3. 型枠支保工の組立て等作業主任者

<滋賀労働局長登録教習機関 第滋3号>

講 習 日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受 講 費 (テキスト代含む)
6月3日(水)～ 4日(木)	型枠支保工(支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、けた等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備)の組立て又は解体の作業	下の①②のどちらかに該当する者 ※要事業主証明 ①満21歳以上のもので当該作業に関し3年以上の実務経験者 ②満20歳以上のもので大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻し卒業した者で当該作業に関し2年以上の実務経験者 (②については、一般専門学校除く) ※上記の実務経験年数は年少則の関連から満18歳以上からの経験になります。 【当該作業とは】 型枠支保工の組立て又は解体に関する作業	〈会 員〉 10,840円 〈非会員〉 11,340円

4. 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者

<滋賀労働局長登録教習機関 第滋49号>

講 習 日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受 講 費 (テキスト代含む)
8月19日(水)～ 20日(木)	建築物の骨組み、又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5m以上であるものに限る。)の組立て、解体又は変更の作業	下の①②のどちらかに該当する者 ※要事業主証明 ①満21歳以上のもので当該作業に関し3年以上の実務経験者 ②満20歳以上のもので大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻し卒業した者で当該作業に関し2年以上の実務経験者 (②については、一般専門学校除く) ※上記の実務経験年数は年少則の関連から満18歳以上からの経験になります。 【当該作業とは】 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業	〈会 員〉 10,730円 〈非会員〉 11,230円

5. 木造建築物の組立て等作業主任者 ※この講習はCPDS対象外です

<滋賀労働局長登録教習機関 第滋46号>

講 習 日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受 講 費 (テキスト代含む)
10月7日(水)～ 8日(木)	軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付け作業	下の①②のどちらかに該当する者 ※要事業主証明 ①満21歳以上のもので当該作業に関し3年以上の実務経験者 ②満20歳以上のもので大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻し卒業した者で当該作業に関し2年以上の実務経験者 (②については、一般専門学校除く) ※上記の実務経験年数は年少則の関連から満18歳以上からの経験になります。 【当該作業とは】 木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地もしくは外壁下地の取付けの作業	〈会 員〉 10,420円 〈非会員〉 10,920円

特別教育・安全衛生教育

職長・安全衛生責任者教育 14時間コース 2日間（2つの資格の修了証が同時に取得できます。）

講 習 日	実 施 場 所	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受 講 費 (テキスト代含む)
第1回 6月10日(水)～ 11日(木)	滋賀県建設会館	建設業の各事業場（職長）、統括安全衛生責任者を選任すべき作業所における関係下請負人（安全衛生責任者）	新たに職務につくことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の関係下請負人より新たに選任された安全衛生責任者	〈会 員〉 15,220円
第2回 8月5日(水)～ 6日(木)				
第3回 10月14日(水)～ 15日(木)				〈非会員〉 15,720円
第4回 11月25日(水)～ 26日(木)				

職長・安全衛生責任者能力向上教育 7時間コース 1日

講 習 日	実 施 場 所	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受 講 費 (テキスト代含む)
9月9日(水)	滋賀県建設会館	職長・安全衛生責任者等で能力向上教育を要する者	職長・安全衛生責任者教育を受講後、概ね5年経過した方、又は機械設備等に大幅な変更があった場合	〈会 員〉 8,630円 〈非会員〉 9,130円

足場の組立て等作業主任者能力向上教育 7時間コース 1日

講 習 日	実 施 場 所	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受 講 費 (テキスト代含む)
10月21日(水)	滋賀県建設会館	足場の組立て等作業主任者で能力向上教育を要する者	足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	〈会 員〉 8,410円 〈非会員〉 8,910円

施工管理者等のための足場点検実務者研修 4時間コース 半日

講 習 日	実 施 場 所	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受 講 費 (テキスト代含む)
9月16日(水)	滋賀県建設会館	足場について作業開始前の点検・組立、変更、悪天候等後における点検等	現場の施工管理者等で十分な知識、経験を有する者	〈会 員〉 7,050円 〈非会員〉 7,550円

足場の組立て等特別教育

講 習 日	実 施 場 所	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受 講 費 (テキスト代含む)
第1回（6時間） 11月18日(水)	滋賀県建設会館	足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務に従事する者。 （地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く）	満18歳以上の者	〈会 員〉 7,450円
第2回（6時間） 令和3年2月10日(水)				〈非会員〉 7,950円

特別教育

フルハーネス型安全帯使用作業 6時間

講習日	実施場所	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講費 (テキスト代含む)
5月13日(水)	滋賀県建設会館	高さ2m以上の箇所において作業床を設けることが困難なところで、墜落制止用器具のうちフルハーネス型安全帯を用いて行う作業に従事する者	満18歳以上の者	〈会員〉 9,180円
8月26日(水)				〈非会員〉 9,680円



令和2年度 技能講習・特別教育等 年間計画一覧

講習名	令和2年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月
足場の組立て等作業主任者		27・28				2・3			2・3			
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者				1・2・3 (全) 3(免)								
型枠支保工の組立て等作業主任者			3・4									
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者					19・20							
木造建築物の組立て等作業主任者							7・8					
職長・安全衛生責任者教育			10・11		5・6		14・15	25・26				
職長・安全衛生責任者能力向上教育						9						
足場の組立て等作業主任者能力向上教育							21					
施工管理者等のための足場点検実務者研修						16						
足場の組立て等特別教育								18			10	
フルハーネス型安全帯使用作業特別教育		13			26							

※(全)は全科目、(免)は一部免除です。

助 成 金 に つ い て

下記の技能講習及び特別教育について助成金を活用される方は、受講申込時にお申し出ください。

記

- ・ 足場の組立て等作業主任者技能講習
- ・ 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- ・ 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- ・ 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- ・ 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
- ・ 足場の組立て等特別教育
- ・ フルハーネス型安全帯使用作業特別教育

■お問い合わせ先

・ 建災防滋賀県支部事務局 (TEL077-522-3232) ・ 滋賀労働局 職業安定部 職業対策課 (TEL077-526-8686)